

副 本

平成16年（行ウ）第14号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 市民オンブズパーソン栃木 外20名

被告 栃木県知事 福田富一

副本直送

第8準備書面

平成19年11月2日

宇都宮地方裁判所第1民事部合議係 御中

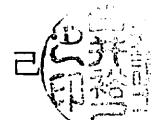
被告訴訟代理人弁護士

谷 田 容



同

白 井 裕



同

船 田 録



同

平 野 浩



被告指定代理人

岡 本 和



同

田 辺 悦



同

露 木



同	村	上	昭	男 
同	渡	辺	哲	
同	都	丸	浩	之 
同	小	野	和	憲 
同	熊	田	登 志	枝 
同	諏	訪	浩	一 
同	岡	野	英	樹 

原告ら準備書面12（平成19年4月23日付け）及び準備書面13（平成19年6月28日付け）に対して、被告は、次のとおり反論する。

1 原告らは、湯西川ダム及び南摩ダムは治水効果がなく、治水対策上必要性がないと主張する。

しかし、被告が再三指摘しているとおり、地方自治法242条の2に規定する住民訴訟は、地方公共団体の財務会計の違法を是正することを目的とするものであり、国等が実施する事業が有用か無用か等の政策論を論じる場ではない。

原告らの主張は、国等が実施する事業について原告独自の見解に基づく評価を述べるものに過ぎず、いずれも当・不当の域を出ない主張とみるべきであるが、いずれにしても、栃木県が湯西川ダム及び南摩ダムの建設に関して行う財務会計上の行為である治水負担金支出それ自体の違法事由の主張としては、失

当といわざる得ない。

- 2 なお、原告らが上記両ダムの治水効果に関し縷々主張していることに関しては、当該事業を所管する国からその見解が示されているところであり（乙71、73の各1）、被告もこの国の見解を妥当とするところであるが、原告らが準備書面13の第4の2において、県の治水計画との矛盾を指摘している点につき、以下付言する。

県においては、思川の河川改修は昭和26年から中小河川改修事業として実施しているが、昭和26年以前は国鉄両毛線鉄橋より下流を建設省直轄区間として国が整備を行っており、その時の整備の基本となる思川の計画高水流量は、昭和14年から工事が施工された利根川増補計画での昭和13年8・9月洪水を洪水防御の目標規模と設定した3,700 m³/秒としている。県の改修計画は、建設省の計画と整合を図り、計画高水流量を3,700 m³/秒として昭和26年に全体計画を策定し整備を行った。

また、計画高水流量について、一般的な計算手法である「合理式」により確率評価を行ったところ、1/50年確率相当であったため、思川の河川改修の計画規模を1/50年確率とした。

ちなみに、平成18年に策定した思川圏域河川整備計画においても、上記の計画高水流量を踏襲しているため、思川の計画規模は1/50年確率としている。

思川の治水計画においては、上下流、本支川のそれぞれにおいて計画高水流量の整合性を保つよう配慮しており、国と県の計画高水流量が同じであることは正に上下流の整合が図られた計画であり、何ら矛盾するものでない。